

知的財産の集合的活用における 競争法の役割

森・濱田松本法律事務所
弁護士・ニューヨーク州およびカリフォルニア州弁護士

池田 毅

tsuyoshi.ikeda@mhmjapan.com

2018年9月7日

知的財産権と競争法

独占禁止法21条

「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」

- 知的財産の集合的利用
→ 知的財産の本来的利用ではない

競争法からの問題意識

パテントプールや標準化との緊張関係

- ぱちんこパテントプール事件(1997)
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方(2005)

単独行為(ホールドアップ問題)に対する対応

- クアルコム事件(2009~)
- 知財ガイドライン改正(2016)

競争法介入の正当性

知的財産が必須
であること

FRAND宣言が
行われていること

共同の利用で
あること

イノベーションと競争法

イノベーションを阻害する競争法の適用は
差し控えるべき

- イノベーションの速度で競争は回復する
 - MySpaceとFacebook
- 競争当局のスピード
 - 日本のクアルコム事件の例

イノベーションのために競争法は必要

- 巨大企業のイノベーションと同様に競争者のイノベーションは必要
- 間接ネットワーク効果により強いものがより強くなる
 - 知的財産権と異なりデータは複製できるのか？
- 機会主義的な行動の抑止の必要性
 - 1年であれば独占を許してよいのか？
- 競争法の執行システムの活用
 - 確約制度の利用
 - 「みんなのペットオンライン」事件
 - 民事訴訟の活用

データに対する競争法適用の課題

原則：知的財産もデータも事業に対するインプット（生産財）であることは同じ

伝統的な独禁法上の問題

- ある市場における支配力を隣接市場へ不当に拡張
- プリンタとカートリッジ
- マイクロソフトのメディアプレーヤー

データ時代における独禁法問題

- データは何にでも用いることが可能
- 位置データから交通サービス
- 個人データからパーソナルなショッピングサービス

どれだけ事前規制すべきか??

デジタルカルテルの脅威

- アルゴリズムの共有は人間が行うカルテルと同じか？

人工知能(AI)などの活用で企業活動が効率化した結果、価格が高止まりして消費者に不利益を与えるケースが現れ始めた。価格決定アルゴリズムを使い事業者が利益の最大化を図るデジタルカルテル元。機械が勝手に物やサービスの価格を高止まりさせた場合、法的責任は誰にあるのか。競争法分野のルールに難題を突きつけている。

Uberを提訴
競争法の専門家らが注目する訴訟が米国で起きている。ライドシェア(相乗り)大手、米Uberテクノロジーズの価格アルゴリズムをめぐる集団訴訟だ。

訴状によるとUberの運転手は同社の社員ではなく、独立した運転手として登録している。本来はお互いに競争関係にあるが、乗車料金についてはUberが提示する価格ののっぺりとして顧客に請求している。より多くの顧客を取るために、あえて安い料金で顧客を乗せることを運転手が選択できる仕組みにはなっていない。

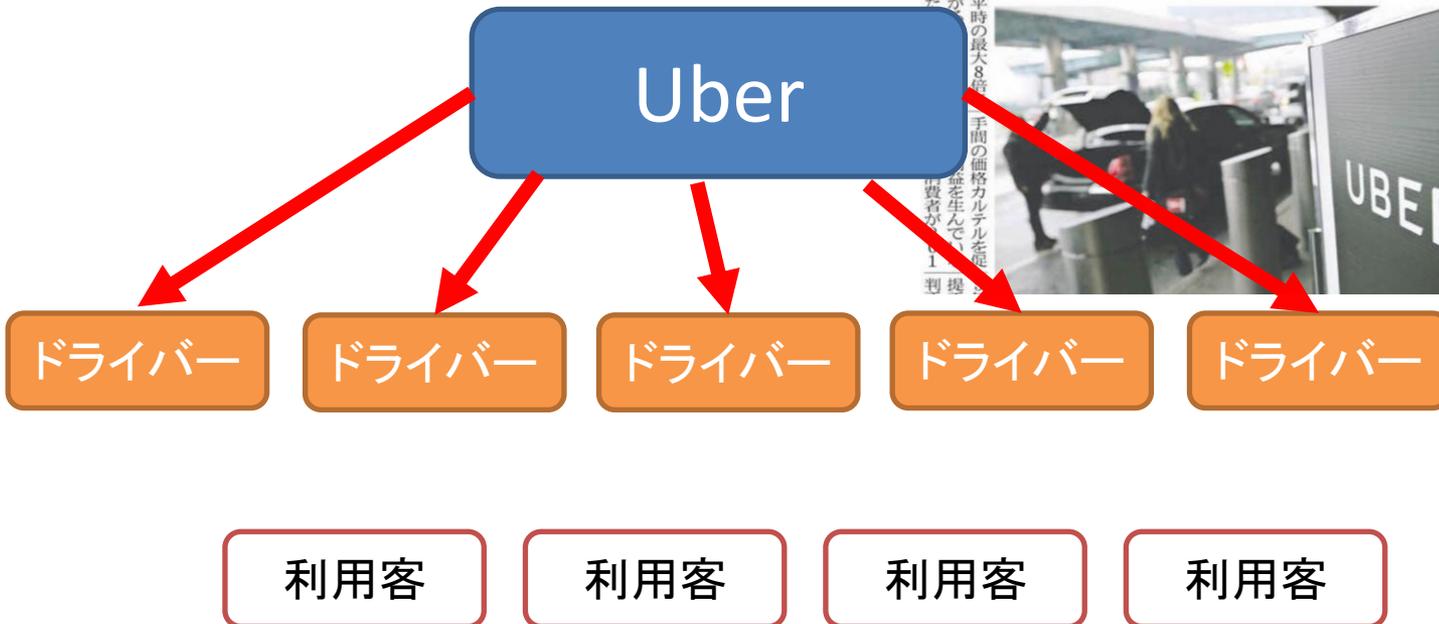
Uberの価格は混雑

デジタルカルテルの挑戦状

AIが価格調整 法的責任は



時には平時の最大8倍、手間の価格カルテルを提示し、乗客を生んで、原告が提



Thank you for your attention!



池田 毅

オブ・カウンセラー

2003年 弁護士登録

大阪弁護士会所属

2009年登録換・第一東京弁護士会所属

ニューヨーク州弁護士登録

カリフォルニア州弁護士登録

【言語】 日本語、英語

Tsuyoshi Ikeda

国内外の競争法／独占禁止法・景品表示法・下請法の全般につき幅広く取り扱っている。公正取引委員会において課徴金減免制度(リニエーション)の施行準備や多数の立入検査・審査案件の現場に従事した経験を活かして独占禁止法案件に対応している。

また、公正取引委員会のIP(知財)／ITタスクフォース及び米国有数の知的訴訟の実績を有する法律事務所への勤務経験から、ライセンス等の知的財産法や技術標準化に関連する独占禁止法事件にも豊富な経験を有する。さらに、米国の複数の州の弁護士資格を保有し、国際カンファレンスにおいてスピーカーを数多く務める等している。

近時は下請法案件や、食品表示を含む各種表示案件について日常的に多数の相談に応じているほか、競争法の関連分野である贈賄規制法や国際通商法でも豊富な経験を有する。

Who's Who Legal等で、日本の競争法／独占禁止法分野のLeading Lawyersの一人として選ばれている。

【経歴】

- 1997年 大阪教育大学附属高等学校池田校舎卒業
- 2002年 京都大学法学部卒業
- 2003年 弁護士法人大江橋法律事務所にて執務(～2005年)
- 2005年 公正取引委員会事務総局審査局勤務(～2007年)
- 2008年 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール(LL.M.)卒業
- 2008年 シカゴKirkland & Ellis法律事務所にて執務(～2009年)
- 2015年 特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン(TI-J)理事(2016年～事務局長)
- 2017年～国際法曹協会(International Bar Association (IBA))独占禁止法委員会 役員(Officer)
- 2018年10月 池田・染谷法律事務所設立(予定)

tel. 03-6266-8766

tsuyoshi.ikeda@mhmjapan.com | tsuyoshi.ikeda@ikedasomeya.com

ご清聴誠にありがとうございました。ご質問等は、お気軽に上記の連絡先にいただければ幸いです。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO